

フジキンカブランド名称規程

(目的)

第1条 「フジキンカ」の正しい情報を消費者に提供し、流通推進を図るために、精肉販売の際に用いるブランド名称について必要な事項を定める。

(フジキンカの精肉の流通販売条件)

第2条 フジキンカの精肉の流通・販売は、以下によるものとする。

- (1) 各グループで、生産・流通管理等における特徴を活かしたブランド化を行い、精肉の名称（以下、ブランド名称）を定めて、流通・販売活動を行なうこととする。
- (2) ブランドに係る活動は、各グループの方針で行うことができるが、誤解を生じることがないようにブランドの説明に努め、活動に関する責任は各グループに帰属するものとする。
- (3) 各グループは、精肉や加工品等の関連商品の取引先に対し、流通・販売にあたり次条に掲げる表記基準を遵守するよう、協力を要請する義務を負うものとする。

(ブランド名称の表記基準)

第3条 フジキンカのブランド名称は、「景品表示法」等の表示に関連する法令を遵守していることの他に、次の事項を満たしていることとする。

- (1) ブランドの名称は、静岡県フジキンカ普及推進協議会（以下、「県協議会」という）に報告した名称・表記以外は使用しないこととする。
- (2) ブランド名称やブランド関連商品の表記は、金華豚との誤認を避けるため、「キンカ」の後に「豚」や「ハム」をつける「〇〇キンカ豚」、「〇〇キンカハム」等の表記は不可とする（読みも含む）。
- (3) 「フジキンカ」は種豚の名称であるため、精肉の名称として利用しないこととし、ブランド名称と並列・列記させる等の表記も不可とする。
- (4) ブランドの説明のために、「フジキンカ」を記載する際は、「フジキンカ」が金華豚とデュロック種の合成豚であること及び種豚の名称であることを正確に付記しなければならない。

(ブランド名称の報告)

第4条 ブランド名称を新規作成または変更する場合は、事前にブランド名称報告書（様式1号）を県協議会長に提出し、県協議会に報告することとする。

(ブランド名称に対する助言)

第5条 県協議会は、第4条により報告を受けたブランド名称が、第3条を満たしていない等、適切でないと判断された場合、申請者に対し名称の変更を助言することができる。

(その他)

第6条 この規程に定めない事項については、県協議会長が別に定める。

(附則)

この規程は平成24年7月11日から施行する。

(様式第1号)

フジキンカブランド名称報告書

平成 年 月 日

静岡県フジキンカ普及推進協議会長 様

報告者 住所 (所在地)

氏名 (名 称)

(代表者)

印

フジキンカブランド名称規程第4条に基づき、以下のとおり報告します。

報告の内容	新規名称	名称変更
名 称		旧 : 新 :
ブランドの特長 ・特長の変更点		
開始・変更日付	年 月 日	年 月 日